

医薬品の安定供給に向けた後発医薬品の使用推進について

当院は、後発医薬品の推進を図りながら、医薬品の安定供給に資するよう、以下の取組を実施しています。

✓ 当院は、後発医薬品使用体制加算（※）の施設基準の届出を行っている医療機関です。

※薬剤部門等が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ、後発医薬品の使用を決定する体制が整備された医療機関をとして、厚生労働省に届出を行った医療機関

✓ 医薬品の供給が不足等した場合に、治療計画等の見直しを行う等適切に対応する体制を有しています。

※医薬品の供給状況により、投与する薬剤を変更させて頂く場合があります。なお変更させて頂く場合には患者さんに十分に説明を行います。